法人税に係る欠損金の繰越しについての特例措置を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置による損金算入の額についても報告しなければならない。

［削る］

［削る］

2　租税特別措置法第十条の五の六第一項、第三項、第七項若しくは第八項又は第四十二条の十二の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項若しくは第六十八条の十五の七第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

は、第四十八条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　登記の内容

二　登録免許税の額

三　当該特例措置による減免額

2　租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の所得税の特例又は同法第六十六条の二の二第一項若しくは第六十六条の八十六第一項の法人税の特例の適用を受けた者から他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項において「株式等」という。）を取得した認定特別事業再編事業者は、第四十八条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　株式等の取得により関係事業者となった他の会社又は外国関係法人となった外国法人の名称

二　対価として交付した認定特別事業再編事業者の株式の総数及び一株当たりの時価に相当する額並びに法第三十二条第三項の規定により読み替えて適用する会社法第二百三十四条第一項の規定により交付した金銭の額その他当該株式と併せて交付した金銭の額

三　取得した他の会社の株式の総数、出資口数の総数若しくは出資の価額の総額又は外国法人の株式の総数、出資口数の総数若しくは出資の価額の総額若しくはこれらに類似するもの

四　認定特別事業再編事業者に株式等を譲渡した者の数

五　当該特例措置により繰り延べられた税額又はその推計額及びその算定根拠

［新設］

3　租税特別措置法第十条の五の六第五項若しくは第九項又は第四十二条の十二の七第三項若しくは第六項若しくは第六十八条の十五の七第三項若しくは第六項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用を受けた認定事業適応事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に併せて、当該特例措置の適用を受けた場合の償却限度額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額又は当該特例措置の適用を受けることによる所得税額若しくは法人税額の控除額についても報告しなければならない。

4　租税特別措置法第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例措置を受けた認定事業再編事業者は、第四十八条第一項の規定による報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　登記の内容

二　登録免許税の額

三　当該特例措置による減免額

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第十八を次のように改める。

様式第十八（第11条の２関係）

事業適応計画の認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第21条の15第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

(1)　事業適応に係る事業の目標

(2)　その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標